

地域産業保健センターと保健所・市町村の連携による小規模事業場の健康保持増進対策

— 情報の連携から利用の連携 だれが主役！ —



独立行政法人 労働者健康安全機構

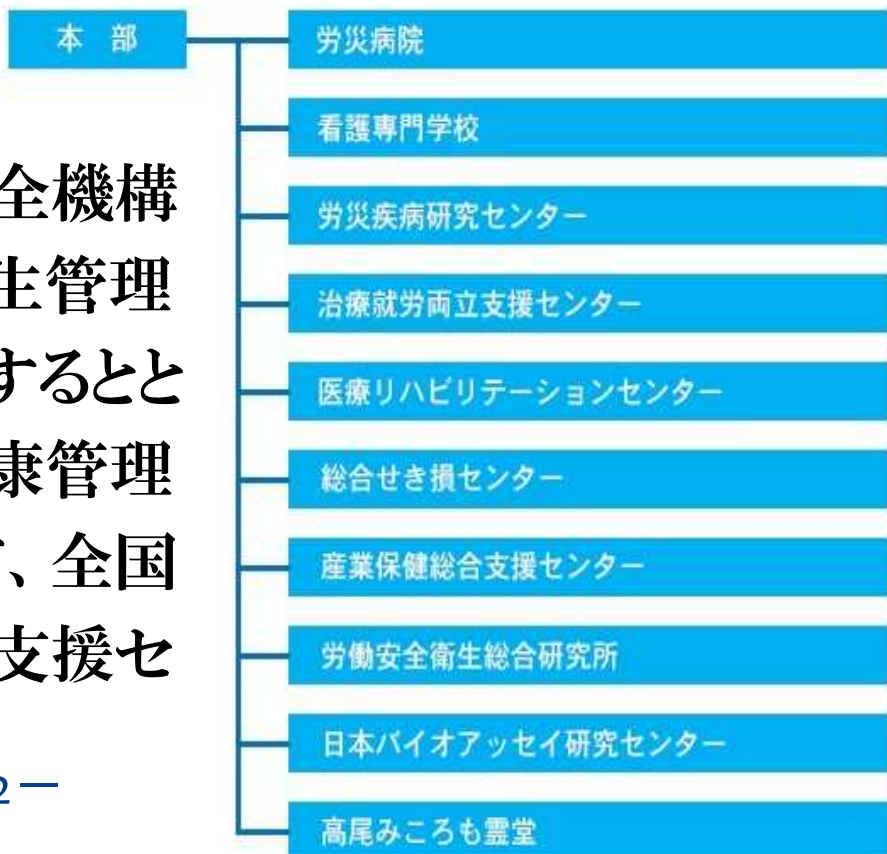
神奈川産業保健総合支援センター

所長 渡辺 哲

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健総合支援センター

○ 独立行政法人労働者健康安全機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

○ 独立行政法人労働者健康安全機構では、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、全国47の都道府県に産業保健総合支援センターを設置しています。



産業保健総合支援センター事業

産業保健推進センター事業

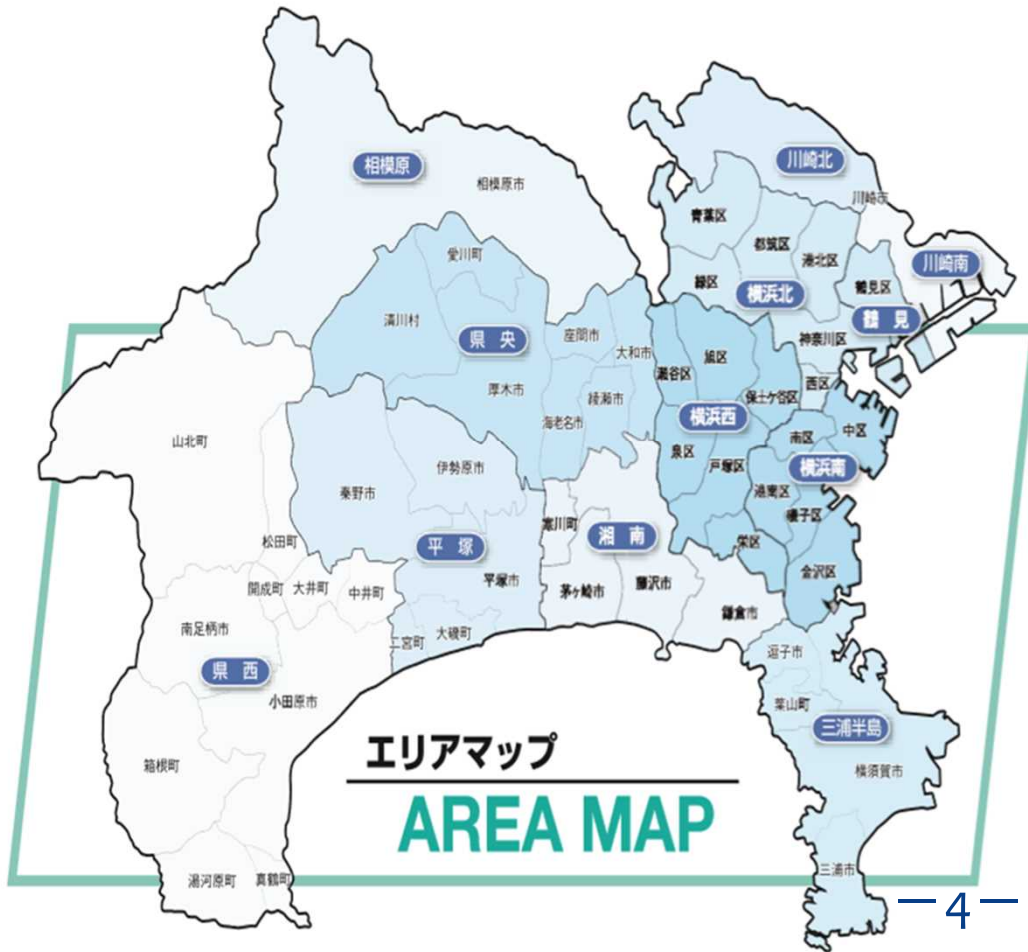
地域産業保健センター事業

メンタルヘルス対策支援事業

治療と仕事の両立支援事業

地域産業保健センター事業

●神奈川県内の地域産業保健センター一覧



労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象者として、労働安全衛生法に定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

労働安全衛生法第19条の3

国は、第13条の2第1項の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

○平成8.9.13基発第566号(抜粋)

本条に基づく国の具体的な援助としては、地域産業保健センター事業による労働者の健康管理等に関する相談・情報の提供等があること。

地域産業保健センターの 産業保健サービス

- 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- 健康診断の結果について医師からの意見聴取
- ストレスチェックに係る高ストレス者及び長時間労働者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

労働者の健康管理(メンタルヘルスを 含む)に係る相談

《産業保健サービスの内容》

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

《産業保健サービスの内容》

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことができます。

○労働安全衛生法第66条4(抜粋)

事業者は、健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

ストレスチェックに係る高ストレス者及び長時間労働者に対する面接指導

《産業保健サービスの内容》

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者及び、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

労働安全衛生法第66条の8(抜粋)

事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

労働安全衛生法第66条の10(抜粋)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

個別訪問による産業保健指導の実施

《産業保健サービスの内容》

医師、保健師または労働衛生工学専門員の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

従業員数50人未満の事業者・従業員の皆さまへ

無料

職場環境の改善に 専門家の訪問・アドバイスを受けてみませんか！

訪問
アドバイス

**労働衛生工学
専門員** ※

※作業環境測定士、労働衛生コンサルタントなどの資格を有する専門員

お依頼にご利用ください

職場で抱えている職場環境や作業方法など問題解決に向けて、労働衛生工学専門員が事業場に訪問し職場環境をチェックして、専門的な見地から職場環境や作業方法の改善に向けてアドバイスをいたします。

こんな問題でお困りでは…

作業環境測定結果に問題が改善はどうか…	健康被害が…	工場内の環境を…	雇用対策が…	作業設計が…
うるさい	多い	うるさい	多い	多い
改善の仕方がわからない	わからない	わからない	わからない	わからない

●お問い合わせ・ご相談は

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0825 横浜市神川区磯崎町3-29-1 磯崎栄ビル4-3階
TEL 045-410-1160 FAX 045-410-1161
<https://www.kanagawa-joho.go.jp/>

従業員数50人未満の事業者・従業員の皆さまへ

無料

地域産業保健センターが 働く人の健康をサポートします！

横浜南 地域産業保健センターをご利用ください。
対象地区：磯子区・金沢区・港南区・南区・中区

川崎南地域産業保健センター
川崎南地域産業保健センター
川崎南地域産業保健センター
川崎南地域産業保健センター
川崎南地域産業保健センター
川崎南地域産業保健センター

「従業員の健康」でお困りではありませんか？

従業員の健康をどう管理していいかわからない？

メンタルヘルス不調や体調不良の正しい対応って？

病気を抱えている従業員にはどんな対応をしたらいいんだろう？

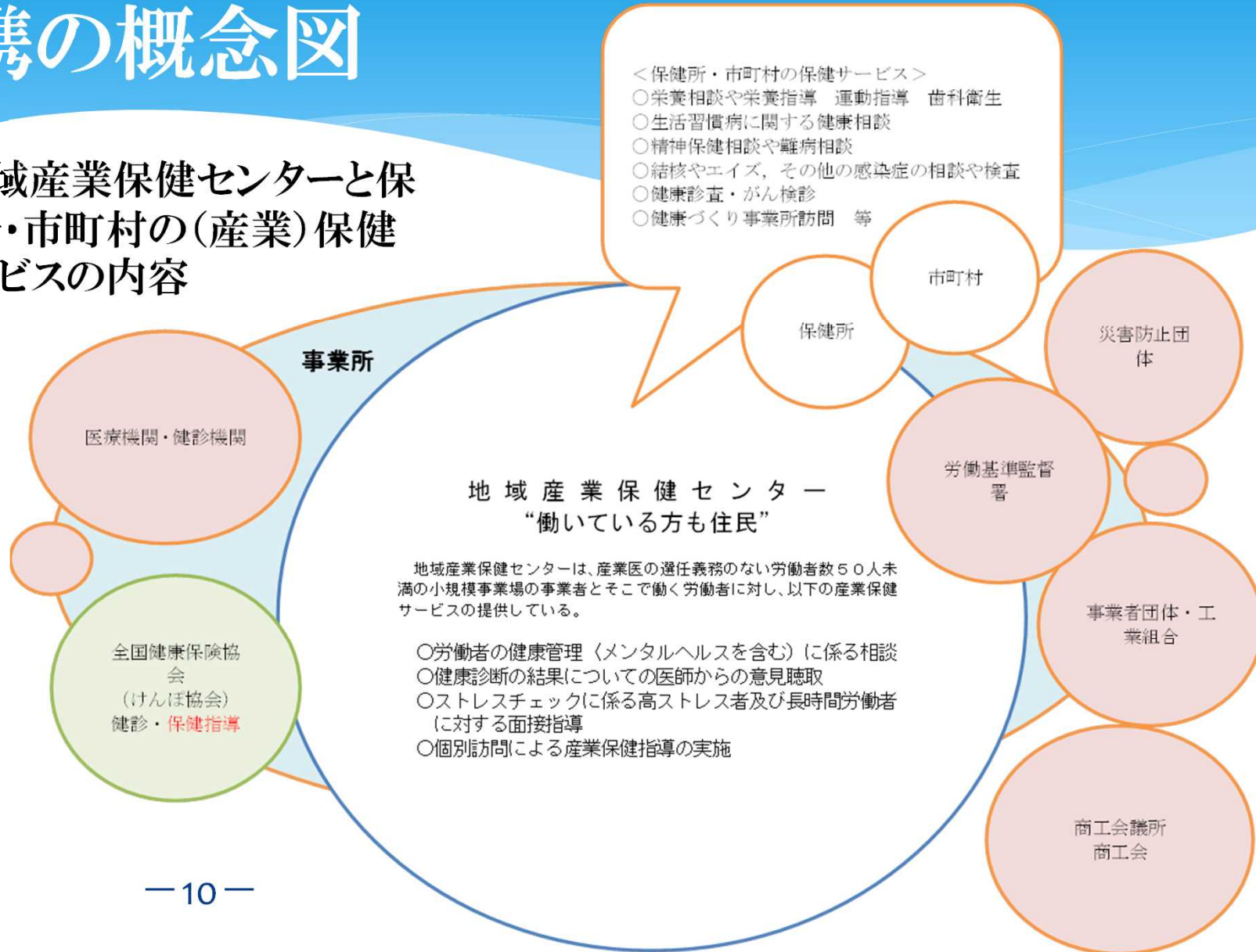
保健師に無料でサポート
保健師が事業場に訪問します

メンタルヘルスの相談
健康診断の結果 保健指導が必要な方
健康相談に応じます

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0825 横浜市神川区磯崎町3-29-1 磯崎栄ビル4-3階
TEL 045-410-1160 FAX 045-410-1161
<https://www.kanagawa-joho.go.jp/>

地域産業保健センターと地域・職域連携の概念図

地域産業保健センターと保健所・市町村の(産業)保健サービスの内容

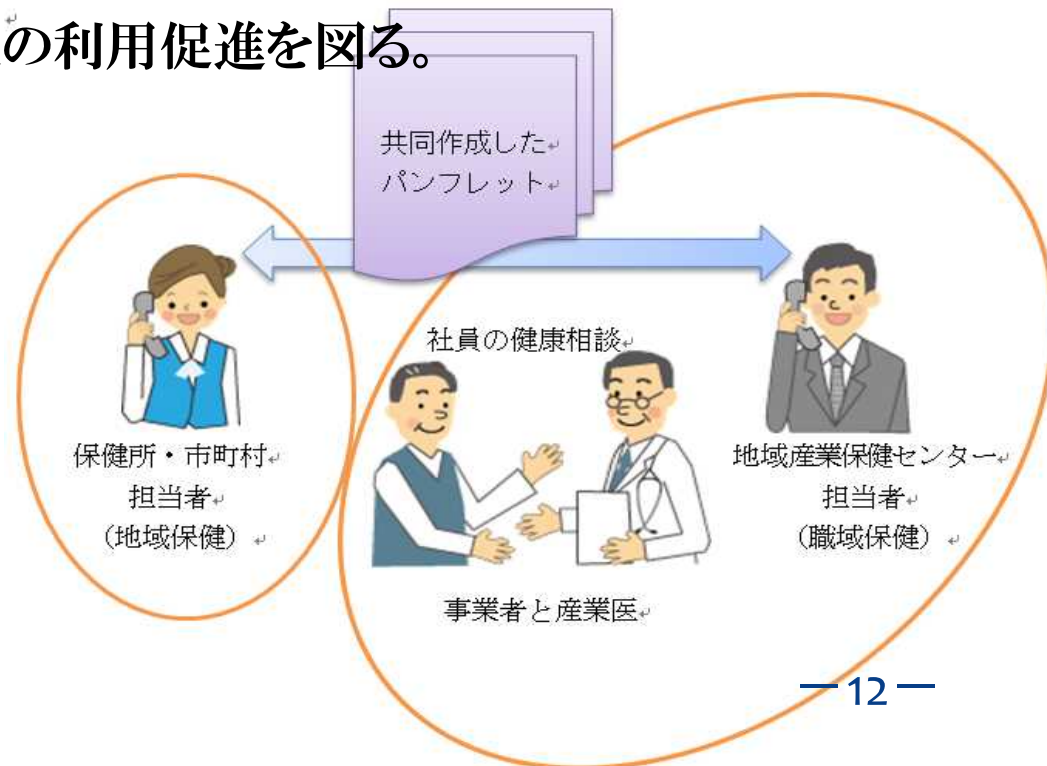


情報の連携から利用の連携へ

- ⇒ これまでの地域・職域連携により地域産業保健センターと保健所・市町村における互いの地域・職域保健事業の情報の共有により連携を図ってきたところです。
- ⇒ 地域産業保健センターの事業である「*健康診断の結果についての医師からの意見聴取」は労働安全衛生法に基づく健康診断結果で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴くことを事業者に課しているため、多くの事業者から地域産業保健センターが利用されています。
- ⇒ このことから、事業者に対し労働者の健康の保持、増進が図られるよう保健所・市町村における保健サービスを加えて、小規模事業場(労働者)の健康保持増進対策が望まれます。

利用の連携 (ワンストップ地域⇔職域サービス)

健康診断実施後の疾病予防や健康保持増進を図ることを目的に地域産業保健センターと保健所・市町村における(産業)保健サービスに関するパンフレット等を共同で作成し、事業者や労働者(住民)に配布し互いの地域・職域保健事業の利用促進を図る。



《展開》

(産業)保健サービスの利活用と担当者間の連携を図る“ワンストップ地域⇔職域サービス”の展開を図る。

センターの
ご利用をお待ちして
おります。



神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1

第6安田ビル3階

☎045-410-1160 📠045-410-1161

